

奈良時代東国方言の音韻状態（その一）

福田，良輔

<https://doi.org/10.15017/2332864>

出版情報：文學研究. 56, pp.29-39, 1957-07-05. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

奈良時代東國方言の音韻状態 (その一)

福田良輔

各異なる基層語の影響を受けた事が最も主要な原因であるといふ
 仮説を、筆者は数年来提出して来たのである。⁽³⁾

八世紀において、現在の長野・静岡と愛知・岐阜との県境を境として、古代日本語に著しい方言的差異があつたことは、すでに
 当時中央の官僚知識階級の人びとの注意と興味とを引いてゐた。

そして、現在においても、この方言境界線が本州東部方言と本州
 西部方言との境界線にほぼ該当してゐることは周知の事実であ
 る。しかしながら、八世紀においては、方言的差異は、言語的性
 格において、現在よりも著しいものであつた。それは、大和地方
 を中心とする当時の西部日本地域一帯の古代日本語に見られる、
 所謂甲乙兩類の仮名の区別に現れた音韻の対立及び母韻調和の痕
 跡が、東部日本の東國方言には見られないことである。

この言語事象に対する説明は、日本列島における原始社会や原
 始文化の発展過程及び日本民族や日本古代國家の形成過程におけ
 る諸事象の一環として運閲して考察することによつて、はじめて
 妥当な答が得られる。かくて、右の言語事象は、必ずしも一言語
 内の単なる方言分派の結果とは考へられず、基層の言語を異にす
 る西部日本の地域と東部日本の地域とに伝播した原始日本語が、

諸要素の事象のうちには、基層語の痕跡乃至その影響を受けた痕跡
 を少しでも認めることができれば、筆者の仮説は、その確実性が
 保証されることになる。それには、資料は乏しいが、八世紀の東
 國方言における言語現象をできうる限り動態的に考察することが
 何よりも要請される。西部日本地域の古代語を代表する大和地方
 の中央語では、四段活用及びサ変活用の動詞に助動詞「り」が付
 く場合、甲類相当のエ列音に付くのであるが、東國方言では四段
 活の動詞に「る」又は「り」が付いた場合、これらの「る」「り」
 がア列音に付くことがしばしば見られる。

- 三三五 一 由伎可母布良留(常陸) 三三五 一 爾努保佐流可
- 母(常陸) 三四六 九 許余比登乃良路(未勸國) 三五 二 伊波
- 流毛能可良(未勸國) 三五 二 六 奈与母波里曾禰(未勸國) 三
- 五 二 九 乎佐芸禰良波里(未勸國) 三五 四 六 波良路可波刀
- 爾(未勸國) 三五 五 六 於可礼婆可奈之(未勸國) 四三五
- 九 敏牟加流布禰乃(上総) 四三七 五 多多理之母己呂(下野)

なほ、これらの事例に類するものとして、中央語系の「着る」

・助動詞「ケリ」が「カル」「カリ」となつてゐるものがある。

四四三 奈奈并加流（昔年防人歌） 四三八 阿加都枳爾
○リ 迦理（下総）

以上の事例において、甲乙両類の区別がある音節では片仮名は甲類、平仮名は乙類であることを示し、乙類「へ・べ」には②③を用ひ、区別が無い音節は片仮名を当てた。以下これに従つて表記する。

また、東国方言では、中央語の形容詞の未然形及び已然形の活用語尾の甲類「ケ」が「カ」となつてゐるものが多い。

三三八 三久爾乃登保可婆（上総） 三四一 〇麻左可思余加婆（上野） 三四七 三等抱可騰母（未勘國） 三四八九之牙可久爾（未勘國） 三三九 三九安夜抱可等
伊伎都久之可婆（武蔵） 四四二

次に、名詞・助詞においても語を限つてこの事象が現れてゐるものがある。

四四〇 六和我伊波呂爾（上野） 四三七 五伊波比等乃（下野） 四四一 六伊波奈流和礼波（武蔵） 四四二 三伊波伊毛呂爾波（武蔵） 四四三 三伊波奈流伊毛波（武蔵） 四四四 二伊波乃伊毛呂（昔年防人歌） 四四二 八都久志波夜利豆（昔年防人歌） 三三九 三 四比乃故夜提能？（未勘國）
最後の「コヤデ」は、エ列音がア列音になつたものか、「ヤ」と「デ」の母音交替であるか不明であるが、後者とすれば、甲類の「へ」に対応する「ハ」の一音に限られ、それも助詞「へ」の一例を除けば、他の六例はすべて「イハ（家）」の一語に限られ

てゐる。しかも、いふまでもなく、「イハ」「へ」とも無活用語である。

原始日本語は、四段・サ変・ナ変・ラ変においては、語幹が子音終止であつたらしいといふ仮説がかなり有力であることは、専門家の間には周知のことである。このやうな学説に従つて、例へば「降ラル（三三五）」は *tanra:ra*（あり）が融合したものの連体形であるといふのである。即ち、前記に列挙した事例は、中央語系においては四段活・サ変の動詞の命令形に助動詞「り」が付いたものに相当するのであつて、中央語系の四段・サ変動詞の命令形は甲類相当のエ列音であるので、甲類のエ列音が東国方言でア列音になつてゐるのは、エ列音がア列音に発音されたのではなく、子音で終はる語幹に「あり」が融合した古形の痕跡であると見るのである。しかし、なほ疑問が残るのは、ラ行の活用語尾「る」「り」が付く場合だけに限られてゐることである。また形容詞の未然・已然両形の甲類「ケ」が「カ」となつてゐる現象と無関係であるか否かを考察する必要がある。また、「イハ（家）」「ハ（方向を示す助詞「へ」）」の如く、体言・助詞の無活用語に事例が見出され、且つ特定の音と語とに限られてゐることとも一往合せて考察すべきであらう。また、中央語系ではア列音が乙類相当のエ列音と交替する事象が見られるが、甲類相当のエ列音とは交替しない。しかるに、東国方言における前記の事象は、乙類相当のエ列音に現れるのではなく、いづれも甲類相当のエ列音に限り現れてゐるので、両者の事象は無関係であると見られてゐる。しかし、これとても、東国方言におけるエ列母音の性質が明かになつた上でのことであらう。

それでは、中央語の甲類エ列音に相当するところに現れてゐる東国方言のア列音の母音の音価はどういふものであらうか。しかし、東国方言の方言的性格を考察する場合、考慮すべきことは、同じく東国方言といつても、現在の中部地方の長野・静岡両県に相当する地域、特に静岡県に相当する地域と関東地方の諸県に相当する地域とは、著しい差異があり、また関東地方でも山岳丘陵地帯と海岸平原地帯との地域とは差異が見られ、且つ各の國によつて少差が現れてゐる傾向があることである。殊に音韻の上で著しい。したがつて、中央語の甲類エ列音に相当するところに現れてゐる東国方言のア列音の母音の音価の考定についても、これらの差異を考慮しなくてはならない。それには、先づ東国方言におけるエ列母音の音価を考へてみる必要がある。

A、名詞

- 四三三〇 氣布 (相模) 四三四七 伊閉 (上総) 四三五
 二美知乃倍乃? (上総) 四三五三 伊倍 加是 (上総)
 四三三三 伊倍 其登 (上総) 四三七〇 須米良 (常陸)
 四三七九 須倍 (下野) 四三七二 可閉理 (常陸)

B、動詞の語幹

- 四三五〇 加倍理 (上総)
 四三七二 可閉理 (常陸)

C、動詞の語尾

四三四七 奈我波氣流 (上総)

四四〇七 多延爾氣流可母

(上野)

D、形容詞の語尾

四四一九 古志氣毛波母 (武蔵)

E、助詞

四四二二 都久之倍夜里豆 (武蔵)

F、接尾辭

四三三九 都久之閉爾 (上総) 四三七九 波麻倍 (下野)

以上の甲類エ列音の母音が乙類となつてゐる事例を考察すると、甲類エ列音がア列音となつてゐる事例との間に、全く共通する現象が見られる。即ち、動詞の活用語尾に助動詞「り」又は助動詞的活用語の「る」「り」が付くもの。動詞及び動詞型活用の助動詞の活用語尾が「り」又は助動詞的活用語の「る」「り」が付くもの。形容詞の活用語尾「ケ」の場合。動詞に助動詞「り」又は助動詞的活用語の語尾「る」が付くもの以外は、疑問の「コヤデ (三四九三)」を除けば、エ列音中、甲類「ケ」「ヘ」に限られてゐること。無活用語では甲類「ヘ」に限られてゐること。したがつて、甲類エ列音ケ・ヘ・メ中、乙類エ列音及びア列音になつてゐる事象は、甲類ケ・ヘに限られてゐて、甲類メが乙類「め」になつてゐる事象はあるが、マ音になつてゐる事例はない。したがつて、以上の事象において、エ列音がア列音となつてゐる母音の中には、その音価が中舌的 a であるものがあるかと考へられる。しかしながら、上述の音韻事象だけでは、中央語系のエ列音相当のところに現れてゐるア列音の音価がすべて中舌的 a であるとも、又東国方言のア列音の音価は

中舌的āであるとも、推定することはできない。しかして、以上の事象が、いづれも現在の関東地方に属する地域にのみ見られて、中部地方に属する地域には見られないことは、注目に値する。同じく東国方言でいつても、関東地方の諸国と中部地方に属する諸国の間には、音韻の上で顕著な差異があつたことを如実に示す現象である。したがつて、両地域における事象は一往区別して考察する方が安全である。

考察の便宜上、エ列音がア列音になつてゐる事象は後に考察することとして、エ列音甲類がエ列音乙類となつてゐる事象から考察を進めることにする。eがēに発音される現象を国別にみると、相模1、武蔵2、上総8、常陸3、下野2である。そこで、問題になつて来ることは、東国方言において、中央語系の西部日本古代語における如く、eとēとの間に音韻的対立が存してゐたかどうかといふことである。この問題については嘗つて述べたことがあるが、論述の過程として今一度この問題を取り挙げて、補説することにする。卷二十の防人歌だけについていへば、中央語系の語において、甲類エ列音で表記すべき四十三例中、同じ甲類で表記されてゐる事例は十二例であり、その内訳は、遠江三、国名未詳の「未勘国」の歌に二、関東地域七である。甲類e以外の母音をとる事例は三十一であり、その中十七例が乙で、いづれも関東地域の諸国に限られてゐる。他の十四例中、甲類iをとるもの三で、いづれも駿河であり、ア列音となつてゐるもの十一で、未勘国二、関東地域の諸国九である。即ち、関東地域の諸国では、中央語では甲類エ列音で表記すべき三十三例中、二十六は中央語と異なり、十七が乙類エ列音、九がア列音となつてゐる。

したがつて、ア列音となつてゐる事例は別に考察すべきものであるにしても、エ列音に甲乙両類の母音の音韻的対立が存在してゐなかつたことは認めてよいと思ふ。

乙類エ列音については、防人歌において、中央語では乙類エ列音で表記すべき四十二例中、二十六が乙類エ列音で表記されてゐり、上総・下総・下野・上野・駿河各三、常陸・武蔵各四、遠江一、未勘国二であつて、関東地域の諸国は十九となつてゐる。乙類e以外の母音をとるものは十六である。即ち、十六中、甲類eをとるものが十二で、遠江一、未勘国三を除く八例は、関東地域の上総・下総・常陸・下野の四国に各二があり、乙類eをとるものが遠江に二、甲類iをとるものが常陸・下総に各一ある。これらの事例はすべて「け」「け」について見えるのであつて、「め」の十二例はすべて中央語と同じである。したがつて、関東地域の諸国においては、中央語では「け」「け」で表記すべき二十九事例中、十が他の母音となつてゐる。これを、関東地域における甲類エ列音の場合、三十三例中二十六が中央語と異なり、十七が乙類エ列音となつてゐる事象と対比すると、少なくとも関東地域の諸国では、エ列音の甲乙両類の区別が存在しなかつたこと、及び甲類eに比べて中舌音的な乙類eの方が優勢であり、方言的には基本母音であつたと考へられる。東歌における甲乙両類のエ列音の考察からも、略同じ結論が得られる。しかして、中部地方に属する東国の諸国、殊に遠江・駿河においては、乙類eが基本母音的であつたとはいへないが、中央語系に見出されるやうなeとēとの音韻的区別は見られない。

次に、eとēとの音韻的区別が存在してゐなかつたこと、及び

い。甲「へ」は中央語系と一致するもの二、乙類になつてゐるもの、四三七二カ〇リ／四三七二カ〇リ／二であり、甲「メ」は乙類になつてゐるもの、四三七〇スめラ(那珂郡)／一である。乙「け」は中央語系と一致するもの二、甲類になつてゐるもの、四三六六ツケテ(信太郡)／一、甲類イ列になつてゐるもの、四三六五ツギこそ(信太郡)／一であり、乙〇は甲類になつてゐる四三六四ナルベキ(茨城郡)／一だけで、中央語系と一致するものはない。乙「め」は中央語系と一致するものが二だけである。しかしして、四三六五ツギこそ、四三六六ツケテ／例は、いづれも物部道足の歌であり、四三七二カ〇リ／の二例は、いふまでもなく同一人である。このやうな現象は、発音上、個人差が著しかったことを意味するの、或いは郡・郷・里等の生活集団を異にした小地域差に基くものであるかは俄かに決め難い。ところで、乙類 ϵ が甲類 i となつてゐる四三八四シマカギ／が下総海上郡の防人歌に現れてゐたのであり、物部道足は利根川を挟んで下総と対してゐる信太郡出身であり、四三六四ナルベキ／は霞ヶ浦の北隅に面する茨城郡出身の防人の歌であつて、下総では乙類「め」以外は乙類 ϵ はすべて甲類 e となつてゐたのである。したがつて、常陸においても利根川を界として下総に面してゐる地域や霞ヶ浦に面してゐる地域、臆測すれば常陸の南半の地域は、略下総と同じ音韻状態であつたと思はれる。これは利根川・霞ヶ浦を水路とする交通に因るものであらう。したがつて、四三七二カ〇リ／の二例は、防人倭文部可良麻呂の出身の郡は不明であるが、甲類 e が乙類 ϵ となつてゐることから推せば、常陸でも中部以北の出身と思はれる。なほ、倭文部可良麻呂の四三七二の歌では、中央語系のサキ

ク(幸)がサケクとなつてをり、常陸北部の久慈郡出身の防人の歌には、四三六八サケク／となつてゐる。即ち、甲 i が乙 ϵ とも甲 e ともなつてゐる。やはり、常陸でも e と ϵ との音韻的区別がなかつたことの現れであると共に、北部地域では e よりも ϵ が優勢であつたことを示してゐる。以上の諸現象を併せ考へると、常陸では南部と北部とは音韻状態が異なつてゐたと見ることができよう。これは、言語を支へてゐる言語集団の歴史と社会状態とが南部と北部とは相異してゐることに基くのであらう。

次に、常陸で注意すべきことは、四三七〇スめラ／である。万葉では「すめがみ」「すめら」「すめらぎ」等の「め」は、「すめ」の仮名書十七の中、常陸のこの例を除く十六は、いづれも甲類 ϵ で記されてゐる。しかるに、この例では *sumé* で乙類である。ところで、中央語系の古代日本語においては、非口蓋の後部母音の u と口蓋的中舌音の ϵ とは、同一結合単位内に共存することの少ないことが泉井久之助博士によつて指摘されてゐる。つまり、中央語系ではすべて「スメ」であつて、母音調和が保たれてゐるのに、常陸の例では母音調和が見られないのである。これと同じ現象が、四三七九ヌ〇(下野)／四三三〇けフ(相模)／に現れてゐる。即ち、このやうな現象が存在するのは、関東地域の東国諸国においては、エ列音に甲乙両類の音韻の区別がなかつたことに基いてゐるといふことができよう。要するに、前述の諸事例を綜合するに、常陸でもエ列音に甲乙両類の音韻的区別は存在してゐなかつたことは明らかである。エ列母音のみならず、母音や子音に現れてゐる現象を通覧するに、中央語系と一致しない現象が常陸に最も数多く現れてゐる。東歌においてもこの傾向は見ら

れるのである。これは、常陸における言語集団の人的構成の複雑性を意味するものであらう。この臆測を支へる根拠として養老五年の下総葛飾郡大嶋郷の戸籍と天平宝字元年四月以後、奈良時代末期の戸籍で、常陸国戸籍と推定されてゐる戸籍とを比較考察することにする。大嶋郷の戸籍については近來専門諸家によつて幾多の研究が発表されてゐる。例へば、藤間生大氏の如きは、大嶋郷全村が殆ど孔王部一姓であることは、親族共同体の名残りであると見られ、これに対し、直木孝次郎氏の如きは、孔王部集団は皇室直属の部民であり、従つて他律的政治的な二次的同族集団であると見てをられるのである。その解決は今後に俟つべきものやうであるから、敢へて門外漢が口を出すことは憚られるのであるが、次のやうなことが言へないかと考へて、専門諸家の御叱正を乞ふことにする。大嶋郷戸籍においては、郷戸の代名は、一戸が私部であつて、他はすべて孔王部であつて、孔王部を称する戸が絶対的に多い。ところで、筆者の調査によれば、同戸内では妻・母・姑・庶母・妾・甥・外従父・寄口を除いては、他の戸口は戸主と同じ代名を有してゐる。同じく下総国倉麻郡意布郷戸籍及び鉦托那少幡郷戸籍においても、全く同じ現象が現れてゐる。しかるに、常陸戸籍においては、同一戸内に多くの異なつた姓が含まれてゐる。しかも、前記の下総の戸籍に比して男口よりも女口の数が著しく多い。この点、奈良時代末期から平安時代初期にかけての戸籍に似通ふものがあるが、常陸国戸籍はど女の数が多い戸籍はないといはれてゐる。常陸の戸籍のこの特徴については、管見の及ぶところまだ説明されてゐない。それはとにかく、この戸籍は、造籍年次不明であり、内容についても詳細な研究が

出てゐないやうである。したがつて、養老五年の下総国戸籍と造籍年次が相異なる常陸国戸籍とを比較することは、困難である。しかも、常陸国戸籍は下総国戸籍に比するとまことに少量の断簡である。断簡のため戸主らしい耆老の名を欠く二十口中に、戸主の氏名と思はれる占部の他に、同戸内に真髮部・久須波良・日下部・物部の四姓があり、戸主日下部黒成の同戸内三十五口中に、日下部の他に、公子部・矢作部・占部の三姓があり、戸主丈部継人の同戸内で姓が判明してゐる十四口中に、丈部の他に、伴部・久須波良部・雀部・占部の四つの氏名が見えてゐる。これを下総国大嶋郷の戸籍と対照するに、大嶋郷の郷戸は一戸の私部を除いて、他はすべて孔王部であり、同戸内に孔王部以外の他の氏名を有する者は、極めて少ない。これに対し、戸主四人の氏名がすべて異なる者を、同戸内に今述べたやうに戸主の氏名以外の他の代名が多く見えてゐることは、常陸国戸籍の特徴である。このやうな特徴が現れる原因は不明といふべきであらうが、なほ臆測が許されるならば、常陸では——国内のある地域では——大化改新以前の氏族制度時代に、他国に比して多くの部が存在してゐて、それが、大化改新以後の社会的變動を徹底的に蒙つて、部が解体されたが、または多くの異なつた氏族に属する人々が移住して、同族意識を超越して植民地として、新に生活共同体を形成したかのいづれかであらう。といふのは、常陸殊にその北部が古代日本国家の支配権に確実に歸したのは、大化改新を余り溯らない時代であつたこと、常陸が大化以前は蝦夷に対する前線基地であり、大化以後も陸奥経営の基地であつたからである。常陸の方言が他の東国諸国の方言に比して著しく多様であり、複雑性を呈してゐるこ

とも、また常陸の南部地域の音韻状態が下総に類似し、北部地域の音韻状態が南部と異なつた傾向が見られたことも、前述したやうな、言語を支へてゐる言語集團の人的構成の特殊性を反映してゐるものと考へられる。

三

下野においては、eがèとなつてゐる事例は、すでに例示したやうに二であつて、中央語系と一致するものは二である。しかし、中央語系のèがeとなつてゐる事例は、四三七七ア・ハマカマクモ／四三八八タビとへと／の二例であつて、中央語系と同じくèである事例は四である。したがつて、下野でもeとèとの音韻的区別はなく、eに比してèが優勢らしく思はれるのである。スベ(術)／は万葉ではすべて甲類である。しかるに、下野では四三七九ス①／の一例がある。万葉において中央語系ではすべて *sabe* であつて、母音調和を保つてゐるのに対し、下野の四三七九 *sabe* には母音調和が破壊されてゐるのである。しかるに、同じ下野に、四三八一スベ／とあつて、中央語系と一致する例がある。なほ、ス②が見える四三七九の歌にハマ②／とある。しかし、万葉の中央語系では浜辺はすべてハマベである。これらの現象を併せ考へると、下野ではeとèとの音韻的区別が存在してゐなかつたこと、それ故母音調和を破壊してゐる事例が現れてゐるものと思はれる。

上野は、相模・信濃の各三首に次いで防人歌の数は少なく、四首である。したがつて、音韻状態は全くその片鱗を示すに過ぎない。エ列音中、両類の区別あるもので現れてゐるのは「ケ・け」

だけである。中央語系で甲類であるものが乙類になつてゐる事例に、四四〇四タエニケルカモ／の一例があるだけで、中央語系の甲類のケがそのまま甲類で表記されたものはなく、中央語系の乙類の「け」が乙類で表記されたものは三ある。したがつて、上野では、乙èが地方的基本母音であつたらしく思はれる。ただ、東歌では三四三四カミツケ／・三四三五オモヘバ／の二例が、èがeとなつてゐる。

武蔵においては、甲ケが乙「け」になつてゐる例は、四四一九コフシケモハモ／の一例である。中央語系の甲ケがそのまま甲ケで表記されたものはなく、中央語系の乙「け」がそのまま乙類で表記されたものは二例ある。甲「へ」が乙「è」となつてゐるものに、四四二ニツクシ①ヤリテ／の一例があり、中央語系の甲「へ」に一致する例が一ある。中央語系の乙「へ」甲「メ」は現れてをらず、乙「め」に中央語系と一致する例がある。東歌では三三八一の字奈比は、個有名詞か普通名詞か不明であるが、もし海辺の意とすれば、甲「へ」のeがiとなつてゐる例である。要するに、武蔵においてもエ列音に甲乙両類の区別はなく、乙èが地方的基本母音であり、少なくともeよりも圧倒的に優勢だつたことは確かである。

相模では、エ列音中甲乙両類の区別ある音が現れてゐるのは、中央語と一致するものと異なつてゐるものとを合せて、中央語系の甲「ケ」が乙「け」になつてゐる四三三〇けフ(今日)／の一だけである。しかるに、同一結合単位内においてはすでに述べた如く、uとèが共存することは少ない。したがつて「けフ」は母音調和的ではない。したがつて、決定的なこととは言へないが、

相模においては、*e*が地方的基本母音的であつたか、或いは優勢であつたかのいづれかであつたらしく思はれる。

形容詞の連体形の語尾の母音は、中央語系では甲*i*である。防人歌中、中央語系と一致する例は、四三二一カシコキ(遠江) / 四三三七クヤシキ(駿河) / 四三七一カケハシキ(常陸) / 四四一三マカナシキ(武蔵) / であつて、エ列音になつてゐるものは、四三九四ナガケ(下総) / 四三六九カナシケ(常陸) / 四三六九カナシケ(常陸) / 四三七六クヤシケ(下野) / 四四一九よけ(武蔵) / であつて、常陸に同一歌に甲類が二ある以外は、すべて乙類である。東歌においては、中央語系と一致するものは、三三五ナガキ(駿河) / 三三七三カナシキ(武蔵) / 三三九六シゲキ(常陸) であり、エ列音になつてゐるものは、三四一二カナシケ(上野) / の他に未勸国歌に六あるが、すべて甲類である。東歌でエ列音がすべて甲類になつてゐるのは、東歌の表記者が中央語系の人で、東国方言の音韻に通じてゐなかつたことに基くと思はれるから、東国方言の音韻を正確に表記したものと考へられない。資料としては、防人歌では常陸の二例を除く外は、すべて乙類で表記してゐることを尊重すべきであらう。東国方言でも形容詞の連体形の語尾がエ列音になつてゐる事例は、関東地域に限られてゐるが、中央語系と一致するものは、前記の如く防人歌では遠江・駿河・常陸・武蔵に各一つあり、東歌では駿河・常陸・武蔵に各一つある。防人歌・東歌を通じて、関東地域では常陸・武蔵兩國だけがエ列乙類であるのに、常陸にはエ列甲類になつてゐるものが四三

六九の歌に二つ現れてゐることは注目に価する。常陸・武蔵におけるこのやうな事象は、前記の如くエ列乙類になつてゐるものが兩國に二例あることと対照するに、兩國においては、関東地域の他の諸國に比して大化改新以後においても移住が活潑に行はれて、国内における人的構成要素の上に変動があつたためではないかと思はれる。つまり、古い東国方言の上に大化以後の中央語系の言語が新に進出した結果であらうと考へられる。常陸がこのやうな状態にあつたことについてはすでに述べたところであるが、武蔵について言へば、古代日本國家の大和系勢力は、六世紀頃までは両毛地方や常陸の北部地域には進出してゐず、却つて六世紀の初期頃までは毛野國の勢力が武蔵にまで及んでゐたといはれてゐる。このことは、上野における夥しい古墳の年代が略五・六世紀に属するものであることからも察せられる。そのやうな形跡は言語の上にも現れてゐるのであつて、上野の防人歌は四首に過ぎないのであるが、その割合に武蔵と之間に共通する音韻事象が比較的多く、それも関東地域の東国方言においても古い音韻と思はれるものに多いのである。六世紀末より七世紀の初め頃までに毛野國勢力が衰へるに従ひ、武蔵には大和系の古代日本國家の政治力が中央集権的に伸張するに伴ひ、従来の東国語の上に新に中央語系の言語の影響が加はつたものと考へられる。大化以後関東地域の諸國に、帰化人を移住安置せしめたことが文献に記されてゐるが、殊に武蔵は移住の度数においても人口においても圧倒的に多く、靈龜二年には高麗系の帰化人で高麗郡を、天平宝字二年には新羅系の帰化人で新羅郡を置いたほどである。

しかして、関東地域の全域が大和系勢力の支配圏に入つたの

は、略七世紀初期の頃といはれてゐる。大和系種族が関東地域に移住し植民しはじめたのは西暦一世紀前後の頃かと思はれる。その後、大和系勢力の政治的支配力が次第に伸張するに及び、五世紀から七世紀初期の頃までに天皇氏をはじめ大和系の有力な豪族達は、毛野国を除いた関東地域の各地に部を設け部民の労働力と生産とを占有するに至つた。これらの部民の人的構成には、移住した大和系種族も与つてゐたことと考へられるが、蝦夷族を主要素とする帰順した原住民が、人口の上では優勢であつたことと考へられる。しかして、原住民より成る部は、原住民の首長をして管理せしめ、天皇氏をはじめ大和系の諸豪族に隸属させることが多かつたと思はれる。かくて、大和系種族が関東地域へ植民し、次いで大和系勢力の政治的支配力が伸張するに及び、大和系種族と原住民との混血と共に、大和系の言語が、蝦夷族を主要素とする原住民の言語の影響を受けて、形成されたものが東国方言であらう。このやうな東国方言は、おそくとも関東全域が大和國家の支配權に服するやうになつてゐた大化改新頃までには形成されてゐたと思はれる。しかしながら、大化頃までに形成されてゐた東国方言と天平勝宝七年の防人歌の東国方言との間には少なくとも百十年以上の年代的距りがある。大化改新は政治革命であつて社会革命ではなかつたとはいへ、大化改新により中央集権的律令制度の基礎の上に建てられた古代日本國家の支配權は、改新以後東國諸國に組織的に浸透することとなつた。中央集権的律令政治は、地方官の東國派遣、東國人の大和への上京と応徴を伴ひ、中央人と東國人との接触は頻繁となつて、大化改後の中央語系の古代日本語は、大化以前の東國語に大きな影響を与えるやうになつた。一

方、天武朝に始まる、関東諸國への帰化人の行政的移住も影響を与へたことと思はれる。これらの帰化人は恐らく中央語系の古代日本語を話してゐたであらうから。更に、大化以後の蝦夷政策における関東地域の重要性に伴ふ中央語系の軍旅や庶民の移住・往来も、大化以後の東國語の形成に影響したであらう。したがつて、大化以後百有餘年間に中央語系の言語の影響を著しく受けてゐる防人歌の東國語と大化以前の東國語との間には、言語の時間的变化を考慮するまでもなく、相当の差異が生じてゐたことと考へられる。

このやうに考へて来ると、防人歌において、すでに述べた如く、同一語又は同一活用語形に対し中央語系と一致するものと一致ないものがあるが、一致する方は、大化以後百有餘年間に中央語系の古代日本語の影響を受けて、中央語系のまま東國語にとり入れられたものであつて、一致しない方が、却つて大化以前までに形成されてゐた古い東國語の語形又は音韻を伝へてゐるものと考へられる。したがつて、関東地域の諸國において、常陸・武蔵兩國に限り形容詞の連体形の語尾が中央語と一致するものが各二つあつて、関東地域に限られたエ列乙類の語尾を有するものと共存してゐるのは、常陸・武蔵兩國が、すでに述べたやうに、関東地域の諸國に比して大化以後における中央語系の言語の影響を受ける状態に置かれてゐたためと考へられる。しかし、常陸に形容詞の連体形がエ列甲類に終つてゐるのがあるのは、e と è とが共存してゐた常陸の音韻状態に基くものであつて、中央語系の言語の影響と考へるよりも、関東地域の東國諸國に限られたエ列乙類の形容詞連体形の変種と見るのが至当であらう。

このやうに考へて来ると、少なくとも関東地域に属する東国諸国では、形容詞の連体形の語尾母音は、大化以前まではエ列乙類であつて、それが本来的なものであつたと考へられる。そして、すでに見た如く、甲類eが方言の基本母音であつた下総を除く諸国では、甲類eよりも乙類éがより方言の基本母音であつた。下総だけが甲類eが方言の基本母音である理由は不明であるが、臆測すれば、下総における大化以前の言語集團の歴史社会的な人的構成の差異に基づくものと思はれる。関東地域の諸国においては、形容詞の連体形の語尾母音は乙類éが古い東国語の母音であり、本来的なものであり、またエ列音には甲乙兩類の音韻的区別がなく、下総を除く関東諸国においては乙類éが優勢であり、方言の基本母音であつたことを併せ考へると、関東地域における東国方言成立当初のエ列母音は乙類éであつたらう。少なくとも甲類eよりも乙類éが古いものであらうと考へられるのである。(つづく)

註

1、イ、「文學研究」三七・三八・四〇輯所載拙稿「奈良朝時代東國方言の成立について」

ロ、「文學研究」四二輯所載、拙稿「奈良朝時代東國方言に關する諸問題」

ハ、「國語學」二一輯所載、拙稿「古代日本語の成立過程」2、(1)の註に同じ

3、「万葉集大成」言語篇所載、濱田敦氏「助動詞」九五頁

4、有坂秀世博士「國語音韻史の研究」六四頁

5、「文學研究」三八・四〇兩輯所載拙稿

6、「國語國文」二四卷・一一號拙稿「奈良時代東國方言とその基層語」

7、上出、「文學研究」三八輯及び「國語國文」二四卷・一一號所載拙稿

8、「京都大學文學部五十周年記念論文集」所載泉井久之助博士「上代日本語における母音組織と母音交替」一〇〇一頁

9、前出「文學研究」三八輯所載拙稿

10、藤間生大氏著「日本古代國家」第一章「古代家族」

11、「人文研究」二卷・五號所載、直木孝次郎氏「部民制の一考察——大島孔王部を中心として——」六二頁

12、「万葉集大成」歴史社會篇所載井上光貞氏「古代の東國」

三三〇頁